

埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

1 目的

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギー疾患を有する子どもの安全や発育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。

2 実施体制

県が埼玉医科大学病院に委託して運営している県アレルギー疾患相談室（以下「相談室」という。）の業務として実施する。

3 事業の概要

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等に提出されたアレルギー疾患生活管理指導表（※）について、対応や管理に迷う場合、教職員からの相談票（別紙2）を用いたメールによる相談に、小児のアレルギー疾患を専門とする医師が対応する。

※本事業においては、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表を総称してアレルギー疾患生活管理指導表と表記している。

4 相談の流れ（別紙1）

（1）公立小・中・高等・特別支援学校について

① 市町村立学校については各市町村教育委員会、県立学校については県教育局保健体育課に相談票と個人情報伏せた生活管理指導表（以下「相談票等」という。）をメールで送付する。

（さいたま市以外の市町村立学校の場合）

②-1 各市町村教育委員会が内容を確認し、県教育局保健体育課を経由して相談室に相談票等をメールで送付し、意見や助言を求める。

（さいたま市の市立学校の場合）

②-2 さいたま市教育委員会が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求める。

（県立学校の場合）

②-3 県教育局保健体育課が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求める。

（2）保育所・幼稚園及び上記（1）以外の学校等について

保育所、幼稚園及び上記（1）以外の学校等については、相談室の電話相談を利用し、必要に応じて相談票等をメールで送付し、意見や助言を求める。

ただし、さいたま市の保育所、幼稚園等については、さいたま市保育課を経由する。

5 相談及び回答方法等

(1) 相談日時

相談票等のメールによる相談は随時受け付ける。

(電話相談の受付時間は、月曜日、水曜日、金曜日 午後1時～3時)

(2) 相談の方法

ア 相談者は、相談票に必要事項を記入し、個人情報(名前、性別、生年月日、年齢、クラス)を伏せPDFに変換した生活管理指導表を添付し、相談室へメールで送付する。

イ 相談室の担当者は、メールで受理した相談票等を担当の医師に転送する。

ウ 相談票を受理した医師は、意見欄に意見を記載し、相談室に返送する。

エ 相談室の担当者は、担当の医師から返送された相談票を確認し、相談室に相談票等をメールで送付した機関へ返送する。

オ 相談に対しては、相談室で相談票等を受理してから概ね2週間以内に回答する。

6 担当者連絡会議

年に1～2回、担当をする医師及び事務局との担当者連絡会議を開催し、相談内容に基づく生活管理指導表の活用状況等についての現状確認や対応策の協議を行う。結果は県アレルギー疾患医療連絡協議会に報告する。

7 事業開始日

本事業は、平成31年2月25日から開始する。